

災害時に自力で避難することが困難な方の名簿を作成しています。

災害対策基本法により、災害時に避難支援を必要とする方々の命を守るため、「避難行動要支援者名簿」の作成と提供が市町村に義務付けられています。

避難行動要支援者とは？

生活の基盤が自宅にあって、災害時に自ら避難することが著しく困難な方のことをいいます。

横手市では次のいずれかに該当する方に登録希望調査票を送付し、名簿を作成しています。

- ・ 65 歳以上の要介護認定者やひとり暮らし高齢者
- ・ 身体障害者手帳所持者（ 1 級・2 級 ）
- ・ 療育手帳所持者（ A ）
- ・ 精神障害者保健福祉手帳所持者（ 1 級 ）
- ・ 秋田県特定疾患医療給付受給者で重症認定者

※ 上記に準ずる方で名簿登録を希望する場合も届出により、登録可能です。

名簿の内容は？

市で管理している住民基本台帳を基に、対象となる方の下記の情報を載せています。

①氏名 ②生年月日 ③住所 ④性別 ⑤電話番号 ⑥避難支援を必要とする理由

名簿はどうやって活用されるの？

名簿に登録された方々が災害時の避難等の際に可能な限り支援が受けられるよう、市が平時から名簿を以下の方々（避難支援等関係者）に提供します。

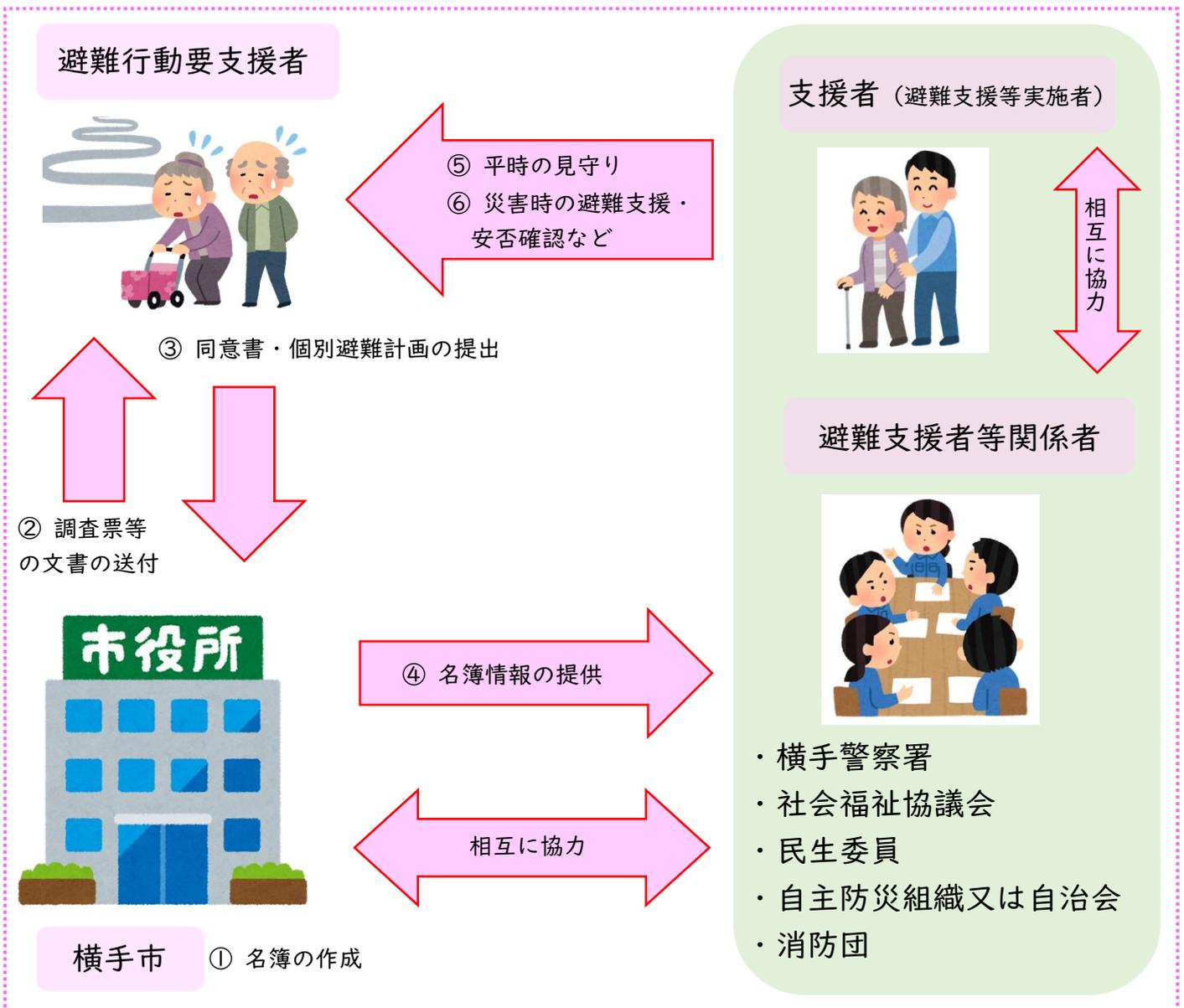
市の関係機関・横手警察署・社会福祉協議会・民生委員（担当区域のみ）
自主防災組織や町内会等の自治会（担当区域のみ）・消防団（担当区域のみ）

平時から提供する名簿は、情報提供について同意された方の名簿のみとなりますが、災害発生時又はそのおそれがある場合には、命を守ることを最優先とし、不同意の方の名簿も上記関係者へ情報提供することがあります。

※ただし、必ずしも災害時の支援が約束されるものではありません。



避難支援の流れ



災害に備えて

災害時には行政が可能な限り公的支援（公助）を行いますが、それだけでは限界があります。

災害を乗り越えるためには、日頃から住民同士の「顔の見える関係づくり」に努めるなど、自分でできることは可能な限り行う（自助）とともに、地域の助け合い（共助）がとても大切となります。

災害に備えてみんなで災害に強い地域をつくりましょう。

※ 個人情報の取り扱いについて

個人情報については、市及び避難支援等関係者内において適正に管理し、避難支援に関する目的以外には使用いたしません。